

## 社会保険等の申請書類の手続き一覧

労働保険(雇用保険・労災保険)、社会保険を適用するには、下記の届出が必要です。

届出先	種類	提出の期限と留意事項
公共職業安定所 (ハローワーク河内長野)	雇用保険 A 適用事業所の設置届 B 被保険者資格取得届	A は、設置日後 10 日以内 B は、雇用した翌月の 10 日まで。 個人・法人とも従業員を雇用するとき適用事業所となります。
社会保険事務所 (天王寺年金事務所)	健康保険、厚生年金保険 ・新規適用届 ・被保険者資格取得届 ・被扶養者(異動)届 ・国民年金 3 号被保険者の届出	適用事業所となった場合にすみやかに提出 ・法人事業所は強制加入 ・個人事業の場合は、国民健康保険、国民年金の適用になります。届け先は最寄の区市町村になります。
労働基準監督署 (羽曳野労働基準監督署)	労災保険 A 保険関係成立届 B 適用事業報告	A は、保険関係成立日後 10 日以内 B は、事業所設置後すみやかに ・適用事業所は雇用保険と同じ ・従業員を 10 人以上雇用する場合は、就業規則届の届出も必要
都道府県労働局 (大阪労働局)	労働保険概算保険料申告書	保険関係成立日後 50 日以内に申告納付